

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務
(調査、設計、測量等)の対応方針(第1回変更)

令和2年3月13日

市長決裁

草加市新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務(調査、設計、測量等)の対応について、埼玉県県土整備部長からの通知(別添参照)を踏まえ、次のとおり対応を変更するものとします。

なお、本方針に伴う事務手続については、草加市事務決裁規則に基づき進めるものとします。

【対応方針】

変更前

- 3 一時中止の期間は、令和2年3月2日から令和2年3月15日までの期間とします。

変更後

- 3 一時中止の期間は、令和2年3月2日から令和2年3月19日までの期間とします。

【今後について】

国や埼玉県から新型コロナウイルス感染症対策について、更新、具体化などの通知がある場合には、改めて方針の変更等を行うものとします。